

# 第３章

# 死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備

## 1　地方公共団体に対する死因究明等に係る専門的機能を有する体制整備の要請

**【施策番号22】**

厚生労働省においては、令和７年度中に開催された死因究明等推進地方協議会（以下「地方協議会」という。）や各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じて、都道府県に対し、死因究明等に係る取組への財政的支援を行う同省の各種事業の活用を促すとともに、死因究明等の実施体制の整備を求めた。

また、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和４年３月に作成した死因究明等推進地方協議会運営マニュアル[注4)]（以下「マニュアル」という。）において、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題の一つとして、「死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築」を掲げ、その実現に向けた考え方等を示している。

## 2　地方公共団体の取組の指針となるマニュアルの活用促進等

**【施策番号23】**

厚生労働省においては、地方協議会の設置を促すとともに、地方協議会における議論を活性化し、必要な施策形成を促進するため、令和４年３月にマニュアルを策定し、各都道府県に配布した。

マニュアルは、地方協議会を設置する際の具体的な手順、地方協議会における取組事例、地方協議会において中長期的に取り組むべき課題、死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ等を示したものである。

令和７年度は、各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議を通じて、都道府県に対し、１年に１回は地方協議会を開催するとともに、マニュアルを参考にしながら地域の状況に応じた実効性のある施策を検討・実施するよう促した。

---

**注4）** https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/shiinkyuumei_chihou.html

## 資3-2　死因究明等推進地方協議会運営マニュアルの概要

### 死因究明等推進地方協議会運営マニュアル　概要

**1.本マニュアルの使い方**

本マニュアルは都道府県において、地方協議会の設置や運営、死因究明等の施策に関する計画策定などに取り組む際の参考となるよう、留意点や事例等を示したものである。

**2.地域における死因究明等の体制整備の意義**

死因究明により得られた知見は疾病の予防をはじめとする公衆衛生の向上に活用されているほか、死因が災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼすものである場合には、その被害の拡大や再発の防止等に寄与している。

**3.地方協議会を設置する際の具体的な手順**

①事務局として担当者を決める
②死因究明等に関連する情報を収集する
③収集した情報を元に関連する部署・機関に協力を呼びかける
④実際に関係者で集まって地方協議会をスタートさせる

**4.地方協議会における取組事例**

・東京都死因究明推進協議会　・滋賀県死因究明等推進協議会
・大阪府死因調査等協議会　・香川県死因究明等推進協議会
・鹿児島県死因究明等推進協議会

**5.地方協議会において中長期的に取り組むべき課題**

（1）死体検案・解剖・検査等の専門的な体制の構築
（2）解剖・死亡時画像診断など死因究明等の結果の活用やデータベースの整備
（3）法医学等の人材の育成・確保

**6.死因究明等の施策に関する計画策定の具体的な流れ**

地方協議会における活動が軌道に乗ってきた段階で、地域の状況に応じた死因究明等に関する施策を体系的に推進するため、各地域における死因究明等の施策に関する計画を策定することが重要である（高知県の事例紹介）。

**7.地方協議会における現状分析・施策立案・評価検証の流れ**

（1）現状分析・目標設定
（2）施策の立案、関係者間での連携・協力の取り決め
（3）施策の実施・状況報告
（4）評価検証・施策の改善

**8.死因究明等の体制構築事例の紹介**

（1）民間医療機関による死因究明体制の構築
（茨城県筑波剖検センター）
（2）地域医師会等への検案業務等の委託事例（東京都）
（3）死亡時画像診断実施にかかるCT車の導入事例（大阪府）
（4）奨学金貸与者を対象とした法医学者確保策（高知県）
（5）薬毒物検査の取組事例（福岡大学）

**9.地方協議会等に関する情報公開について**

資料や議事録等については、自由闊達な議論の妨げにならないなど会議の運営に支障がない範囲で可能な限りホームページ等で公開することが望ましい。

**10.支援制度など国の取組の紹介**

出典：厚生労働省資料による

## 3　施策の実施体制や実績等に関する横断的な実態調査の実施

**【施策番号24】**

厚生労働省においては、死因究明等の実務の主体となる機関等の実態を把握し、施策を効果的に推進するとともに、今後、国及び地方公共団体が施策に関する定量的な目標設定を行うための基礎的なデータを得るため、関係省庁の協力を得て、大学の法医学教室、監察医務機関、都道府県警察、海上保安庁等における死因究明等に係る体制や死体取扱状況等に関する調査を実施している。

引き続き、当該調査の結果を踏まえて、国における死因究明等の推進に向けた検討を行うとともに、各都道府県における死因究明等の推進に向けた議論の活性化を促すこととしている。

## ４　地方公共団体に対する死因究明等に係る持続可能な体制の検討及び整備への協力

**【施策番号25】**

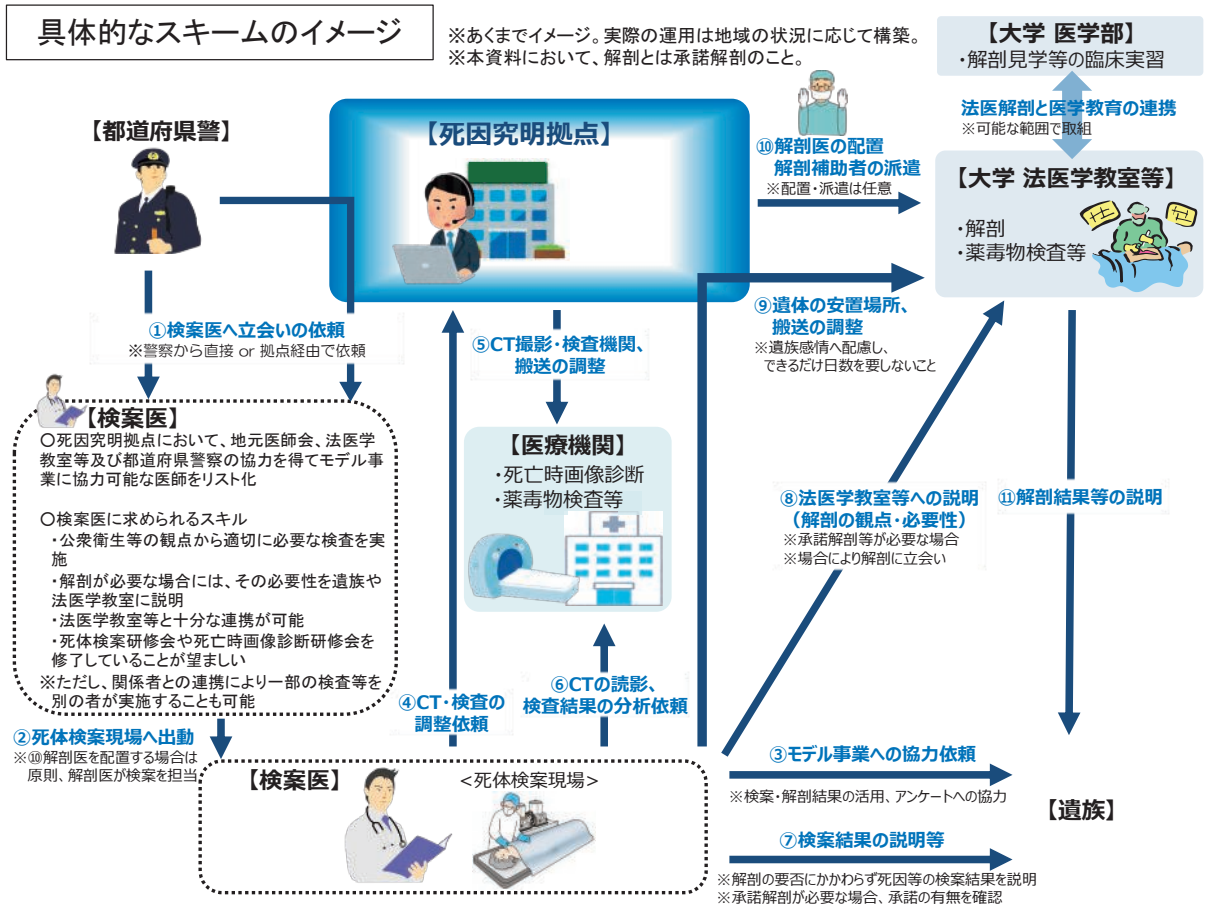
厚生労働省においては、各地域において必要な死因究明等が円滑に実施され、その結果が公衆衛生の向上・増進等に活用される体制の構築を推進するため、令和４年度から、一部の都道府県等を実施主体として死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）を実施している。

検案・解剖拠点モデル事業は、都道府県知事部局、都道府県警察、地域の医師会、大学の法医学教室等の関係機関の連携の下、公衆衛生の観点から必要とされる死亡時画像診断等の検査や、遺族の承諾を得て医師等の判断により行う解剖（以下「承諾解剖」という。）を円滑に実施するための拠点を試行的に構築し、運用する事業である。

令和６年度以降、これまでの成果や課題を踏まえ、承諾解剖の実施方針を作成して承諾解剖が必要な事例の明確化を図ること等を、各地域における取組内容の具体例として事業実施要綱に明記している。

令和７年度は、１都道府県・３大学で当該事業を実施しているところ、引き続き、必要な死因究明等の体制の整備について検討を進めることとしている。

## 資3-4　死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）のイメージ




出典：厚生労働省資料による

## 5　地方公共団体に対する地方協議会の積極的な開催の促進及び協力

**【施策番号26】**

厚生労働省においては、「死因究明等推進計画の変更について」（令和６年７月５日付け医政発0705第１号厚生労働省医政局長通知。以下「計画変更通知」という。）により、各都道府県知事及び各市区町村長に対して、政府において死因究明等推進計画の変更が閣議決定されたことを通知するとともに、基本法第５条の地方公共団体の責務に係る規定、第30条の地方協議会[注5)]の設置に係る規定等に基づき、死因究明等推進計画を踏まえた死因究明等に関する施策の推進を図るよう求めている。

令和４年度末時点で、すべての都道府県において地方協議会が設置・開催されており、令和７年度も引き続き各都道府県知事部局の関係幹部を対象とした会議等を通じて、都道

注5）地方協議会は、一般的には都道府県の衛生部局が事務局となり、警察、大学、医師会、歯科医師会、検察、海上保安庁等の関係機関が構成員となり、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するもの。

府県に対し、地方協議会の活用を進め、死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、評価することを求めている。

なお、令和７年度以降、異状死死因究明支援事業（P49【施策番号49】参照）において、地域における死因究明等に係る課題の解決等のため、地方協議会の下で開催する研修に必要な経費を予算に盛り込んでいる。

## ６　地方の関係機関又は関係団体に対する地方協議会の活用に向けた協力等についての指示又は要求

**【施策番号27】**

厚生労働省においては、警察庁刑事局長、総務省大臣官房地域力創造審議官、法務省刑事局長、文部科学省高等教育局長、海上保安庁海上保安監、こども家庭庁成育局長、日本医師会会長及び日本歯科医師会会長に対し、各都道府県知事及び各市区町村長に宛てて計画変更通知を発出したことを通知するとともに、本件について、その趣旨の了知並びに管下の関係団体及び関係者に対する周知及び協力を依頼している。

厚生労働省、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、海上保安庁及びこども家庭庁においては、関係機関・関係団体に対し、文書の発出や会議・研修等での指示等を通じて、地方協議会の活用に向けた協力等を求めている。

## ７　警察等の検視又は調査への立会いをする医師や検案する医師のネットワーク強化に関する協力

**【施策番号28】**

厚生労働省、警察庁、海上保安庁、日本医師会においては、関係機関・関係団体に対し、文書の発出や会議を通じて、検案する医師等の確保に向け、死体検案研修会（上級）（Ｐ３【施策番号３】参照）の修了者を活用することを促している。

警察においては、大規模災害等の発生時における医師の検視又は調査の立会いや検案に係る体制を構築することを目的として、平成27年７月に警察庁及び日本医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本医師会との協力に関する協定」に基づき、日本医師会や都道府県医師会が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

厚生労働省においては、令和７年度補正予算では、異状死死因究明支援事業（P49【施策番号49】参照）において、大規模災害時等における死体検案に係る資機材等の整備に必要な経費を新たに盛り込んだ。

厚生労働省及び警察庁においては、日本医師会が主催する都道府県医師会「警察活動協

力医会」連絡協議会等の会議の開催時に、職員を派遣し、各都道府県医師会等からの出席者に対して、死因究明等推進計画の内容や警察における死体取扱業務の体制等について説明するとともに、今後の死因究明等の推進に向けた連携等の協力を依頼している。

文部科学省においては、令和７年度中に開催された全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、警察等の検視又は調査への立会いや検案する医師のネットワーク強化に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。



## ８　歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力

**【施策番号29】**

厚生労働省においては、平成30年度以降、災害発生時に関係機関・関係団体とともに歯科医療を迅速に提供できる人材の育成等を目的とした研修の開催に要する経費を補助する災害歯科保健医療チーム養成支援事業を実施しており、当該研修の内容には、災害時の歯科所見による身元確認も含まれる。

警察においては、大規模災害等の発生時における身元確認業務の体制を構築することを目的として、平成26年11月に警察庁及び日本歯科医師会が締結した「大規模災害等における警察庁と公益社団法人日本歯科医師会との協力に関する協定」に基づき、都道府県歯科医師会等が主催する研修会等に検視官等を派遣し、技能向上に必要な情報の還元を行うなどの協力を行っている。

警察及び海上保安庁においては、日本歯科医師会が主催している警察歯科医会全国大会の開催時に、職員を派遣し、歯科医師等と意見交換を行うなどの協力関係の強化を図っている。

文部科学省においては、令和７年度中に開催された全国の大学・大学病院関係者を対象とした会議において、死因究明等推進計画の趣旨等を周知するとともに、歯科所見による身元確認を行う歯科医師の体制整備に関する協力を含めた死因究明等に係る取組を要請した。

## 写真3-8　令和７年度秋田県総合防災訓練における身元確認業務の様子



写真提供：警察庁

TOPICS

## 3　死因究明等推進協議会における取組

死因究明等の推進については、基本法第５条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、死因究明等に関する施策に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定され、また、同法第30条において「地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。」と規定されていることから、国だけではなく、都道府県における取組も重要である。

地方協議会については、令和４年度末までにすべての都道府県に設置されているところ、地方協議会を活用した死因究明等に係る施策形成の取組として、都道府県の死因究明等推進計画の策定状況について紹介する。

### （１）大阪府

大阪府においては、これまで「大阪府死因調査等協議会意見取りまとめ（平成30年２月）」や、令和５年３月に策定した「大阪府死因究明等推進計画」（以下「府計画」という。）に基づき死因究明等に係る施策に取り組んできたところ、大阪府死因調査等協議会（以下「府協議会」という。）において、これまでの取組状況や死因究明等推進計画の変更等の国の動きも踏まえ、府計画の改定に向けた議論がなされた。

府協議会での議論も踏まえ、令和８年３月に改定した「第２期大阪府死因究明等推進計画」においては、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の実施体制を府域全体で整備していくこと、死因究明等の実施体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で異なる検案体制の均てん化に継続して対応することを基本方針としている。

TOPICS

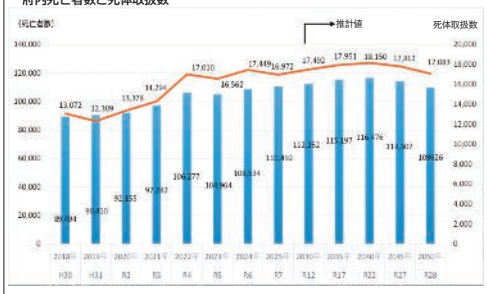
## 第2期大阪府死因究明等推進計画の概要

### 1 基本的事項

〈 計画の趣旨 〉
死因究明等推進基本法に基づき閣議決定された「死因究明等推進計画」の趣旨を踏まえ、府における死因究明と身元確認に関する施策を進めるため策定するもの
〈 計画の位置付け 〉地方公共団体毎の死因究明等の施策に関する計画として策定
〈 計画期間 〉令和8年4月～令和11年3月（3年間）

### 2 現状と課題（現計画期間を踏まえて）

府内死亡者数と死体取扱数




出典：（死亡者数）2024年までは総務省「人口動態調査（確定値）」、2025年は総務省「人口動態調査（速報値）」、2026年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」に「出生、死亡及び自然増加の率（総人口）」を乗じて算出
（死体取扱数）大阪府警察本部提供データ、今後の推移は死亡者数を基に過去5年間の平均伸び率を乗じて算出

1. 死亡者数の増加に伴い、警察の死体取扱数も増加（2040年　ピーク時は、2020年比約1.36倍の18,150件）が見込まれるが、警察医の高齢化や法医学教室の人材不足等により、死因究明に関わる人材が不足 ⇒ 人材の確保と育成が必要
2. ①監察医制度のない大阪市外での死亡時画像診断の実施が限定的（R7年実績：市内2,125件、市外137件）
⇒ 府域全体の死因究明体制の均てん化が必要
②公衆衛生の向上への更なる貢献
⇒ 検案等により得られた情報の積極的な発信
3. 死因究明等の体制を維持する必要
⇒ 築70年目を迎える監察医事務所の老朽化対策が急務
4. ①在宅での看取りの円滑化
⇒ 人生会議を含めた死因究明制度等の周知啓発が必要
②大規模災害時の身元確認等の体制整備
⇒ 関係機関と連携した身元確認調査体制の整備が必要

### 3 死因究明等の体制整備に向けた方針

現計画での取組及び現状と課題を踏まえ、引き続き次の基本方針を念頭に、4つの重点施策を推進する。

【基本方針】
■超高齢多死社会に対応していくため、現行の監察医制度を活用しながら、正確かつ適切な死因を特定する死因究明等の実施体制を府域全体で整備していく。
■死因究明等の実施体制整備にあたっては、大阪市内と大阪市外で対応が異なる検案体制の均てん化に継続して対応する。

**基本方針を踏まえた取組状況と次期計画の施策体系と方向性**

| 重点施策 | 計画における取組の方向性 |
|---|---|
| 1 死因診断体制の整備 | ・臨床医の死因診断レベルのさらなる向上<br>・死因究明等を担う人材不足への対応<br>・警察医（大阪市外）の高齢化、人材不足への対応<br>・警察医等の検案技術の向上 |
| 2 適切な検査・解剖体制の構築 | ・死亡時画像診断等の導入と市外での活用による均てん化<br>薬物検査等各種検査の充実<br>・解剖や大規模災害に際しての遺族への配慮<br>・検案、解剖等で得られたデータの利活用（熱中症等） |
| 3 施設の連携・強化 | ・検査・解剖が可能な協力施設の確保・連携推進<br>・監察医事務所の老朽化対策 |
| 4 施策推進のための環境整備 | ・穏やかな看取りを希望する本人や家族の心情に配慮した対応の仕組みづくり（人生会議の普及啓発）<br>・情報の適切な管理（国CDR※検討会を踏まえた対応）<br>・府域全体での身元確認体制の整備<br>※ CDR…Child Death Review：予防のためのこどもの死亡検証 |

出典：大阪府資料による

### （2）長崎県

長崎県においては、平成30年度に長崎県死因究明等推進協議会を設置し、長崎県における死因究明等に係る各種事業の推進を図るとともに、その方策等について議論を行ってきた。

死因究明等推進基本法の制定や死因究明等推進計画の策定等の国の動きも踏まえ、長崎県におい

TOPICS

ても、死因究明に係る各種課題を解決するために長崎県死因究明等推進協議会にて議論を行い、「長崎県死因究明等推進計画」（以下「県計画」という。）を令和８年３月に新たに策定した。

県計画では、長崎県の現状と課題を洗い出し、施策の方向性及び目標として具体的取組（検討）内容の把握及び具体的な数値による成果・指標を定めている。

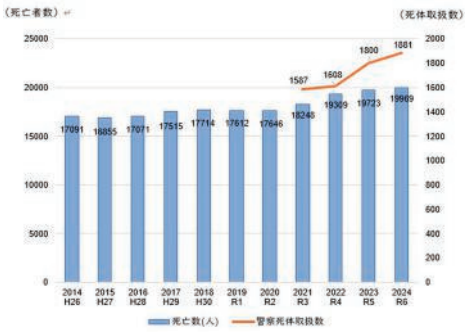
## 長崎県死因究明等推進計画の概要

### 1 基本的事項

〈 策定の趣旨 〉
「死因究明等推進基本法」及び「死因究明等推進計画」において、“死因究明等の到達すべき四つの水準”と“関係省庁が講ずべき九つの基本的施策”が示され、長崎県においても、死因究明に関する施策を進め、各種課題を解決し、県民の皆様が安全・安心に暮らし、生命及び個人の尊厳が保持される社会を実現するため策定するもの
〈計画期間等〉
国計画の期間（令和6年度から3年間）に合わせ、随時見直していく

### 2 現状と課題

死亡者数と死体取扱数




引用：「人口動態調査」（2014年～2024年）

1. 死亡者数の増加に伴い、警察の死体取扱数も増加している。令和6年度の警察死体取扱い件数のうち、死因究明のため長崎大学医学部法医学教室に搬送・検案した割合は全体の33%で、特に離島地区では搬送にかかる負担が大きくなっている。
2. 県内では、長崎大学医学部法医学教室が唯一の法医解剖実施機関であり、県内におけるすべての解剖を行ってる。また、警察取扱死体の約8.4%（R6）で死体解剖が行われており、負担が大きくなっている
3. 死因究明関連機関が長崎地区に集中しており、離島、県北地区での死因究明等を担う体制が不足している。
4. 公衆衛生の向上及び増進への貢献
→孤独死データや、薬毒物関連異状死の分析、死因究明関連情報の発信等

### 3 施策の方向性

**1 死因究明等体制の整備・充実**

**（1）目指すべき姿**
死因調査及び身元確認等の死因診断の大部分を担っている長崎大学医学部法医学教室の負担軽減
**（2）具体的取組（検討）内容**
①県死因究明等推進協議会において現体制の現状を把握し、体制の強化や各機関での連携を協議する
②県北・離島地域における死因究明体制の検討（CT検診車・ICT等）
③かかりつけ医との連携・協力の検討

**2 死因究明等を担う人材の育成及び確保**

**（1）目指すべき姿**
死因究明等業務を担う人材の育成、知識・技術の向上・維持
**（2）具体的取組（検討）内容**
①人材を養成・育成するための研修会等の開催
②知識や技術の向上・維持に係る研修や訓練の開催

**3 公衆衛生の向上及び増進に資する取り組み**

**（1）目指すべき姿**
死因究明等により得られた知見について、公衆衛生の向上及び増進に資する情報として利活用できる体制を整備し、予防可能な死亡を防止する
**（2）具体的取組（検討）内容**
①孤独死データの分析・還元
②薬毒物検査データの分析・還元
③死因究明データ等の医療現場への活用

出典：長崎県資料による

TOPICS

## 4 滋賀県における死体検案拠点等の取組

滋賀県では、平成27年に死因究明等推進協議会を設置し、県を挙げて死因究明等に関する諸問題の解決に取り組んでおり、当該協議会を通して、地域医師会、滋賀県警察、地方検察庁、県知事部局及び大学が有機的に連携している。また、平成28年に県知事に提出した「滋賀県死因究明等推進協議会　第一次提言」では、死因究明用CTの設置、死因究明等に関わる人材の確保等を目標として掲げている。

滋賀県では、令和６年度に、死亡時画像診断システム整備に関する国庫補助を受けて死因究明用CTが整備され、令和７年５月から運用が開始された。一方で、CTが整備されたものの、死体検案の一環でCT撮影される例が少なく、死体検案を担う地域医師がCTを用いた死体検案を経験していないのが実情であった。そこで、「死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）」（P24【施策番号25】参照）では、CTがある滋賀医科大学に死体検案拠点を置き、近隣警察署で取り扱う異状死体を集約して、地域医師による死体検案を行うこととした。

また、死因究明等に係る人材確保も課題の一つであった。これまで、滋賀県では、医師、歯科医師、臨床検査技師及び看護師がこれらの関連業務に従事することがあったが、その他の医療系の資格保有者については、その適性等について検討がなされていなかった。そこで、救急救命士の資格保有者に着目し、死因究明等に関する業務に参加する機会を設けるとともに、教育機会の確保について検討した。

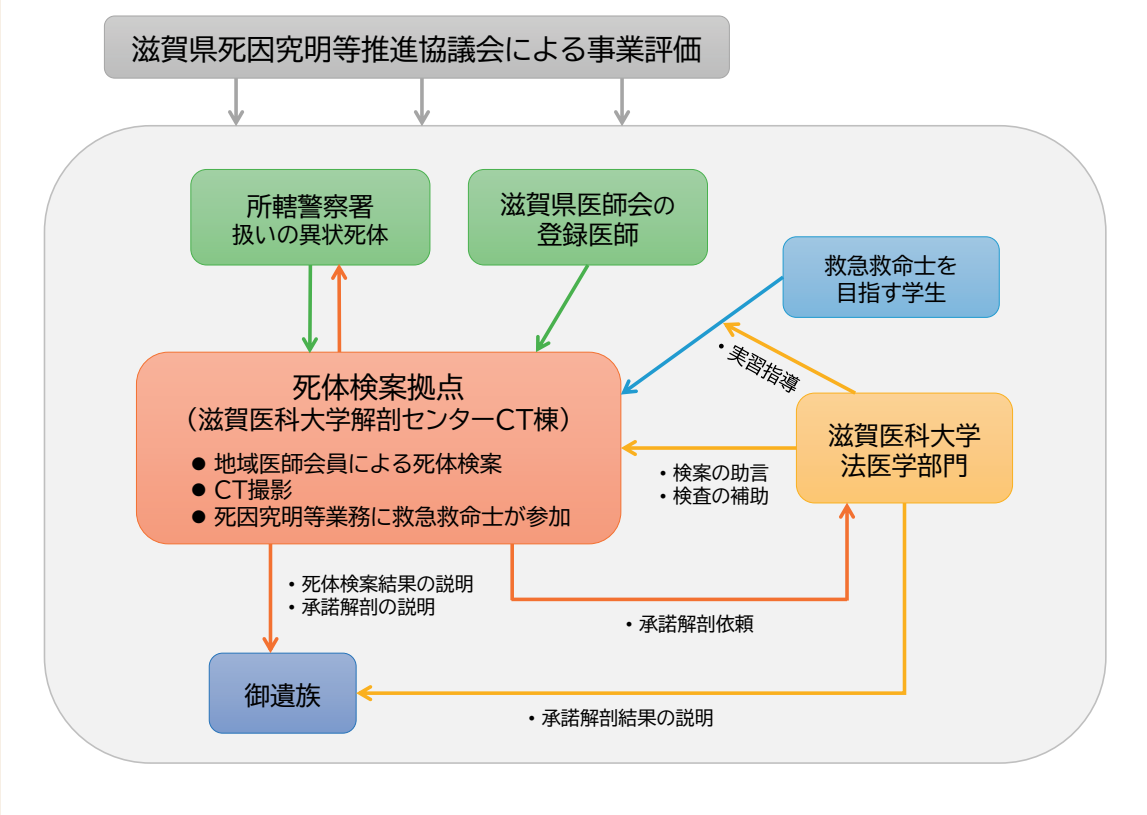
CTを用いた死体検案を行った医師からは、「CTは死因究明に欠かせないツールである」「全例で撮影すべきである」との意見があり、その有用性が認識されていた。また、CTで死因となり得る所見がない場合には、法医解剖が必要であることにも理解が示されていた。

死体検案や法医解剖に参加した救急救命士の資格保有者は、抵抗なく死因究明に関する業務に参加していた。特に、死体検案などで必要とされる知識や技能については、救急救命士が現場に臨場した際に必要とされる内容と共通しており、生涯学習の一環としても有用であるとの意見があった。また、死因究明に関する内容について、救急救命士を養成する学校で是非とも取り入れるべきとの意見があったため、救急救命士養成を行う大学の学生から希望者を募り、法医解剖の見学実習を行った。

本モデル事業を通じて、CT撮影は死体検案における有用なツールであることが地域医師の間に浸透した。また、死因究明に関する業務は、救急救命士のキャリアパスの一つとなり得ることも明らかになった。一方で、CT撮影のための搬送に車両や人員が割かれるなどの問題点も明らかになり、広く関係者の理解が必要であることも分かった。

TOPICS

モデル事業の概要




出典：滋賀医科大学による